



フレッシュ生衛信州 令和7年3月号

「Sマーク」は安全・安心のしるしです！

Sマーク（標準営業約款制度）は消費者・利用者を守るために法律で定められた制度です。この制度に基づいて、厚生労働大臣が認可した約款に従って営業している県下の理容店、美容店、クリーニング店、そば店、一般飲食店では、店頭や店内にSマークを掲げており、安心と安全を約束する信頼のできるお店といえます。

Sマークの「S」は3つのSの頭文字です。

Safety (安全)

まかせて安心。万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づき、お客様には速やかに円滑な損害賠償が行われます。

Standard (安心)

確かな技術。きめ細やかな対応など、お客様に提供するサービスの種別・内容を明確に表示。その実施をお約束します。

Sanitation (清潔)

美しく清潔に。厳しい管理基準に従い、営業施設の維持・管理を行いお客様に気持ちのよいサービスをお約束します。

未加入店の事業主の方は、ぜひ加入をご検討ください。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612



税務講習会、融資連絡会議、意見交換会を開催しました

2月6日（木）、長野市のホテル国際 21 で、各組合の理事長らが出席して「税務講習会」、「融資連絡会議」、「生活衛生同業組合意見交換会」を開催しました。

「税務講習会」は、アスター税理士法人の代表社員税理士で当指導センター顧問の堀越倫世氏に「事業承継」をテーマにご講演をいただきました。

経営者の高齢化や後継者不在の状況、事業承継を契機とした事業成長、人（経営）・資産・知的資産の承継における留意点、資産の承継における遺言書の活用など、幅広い内容についてお話をいただきました。

ご自身の事務所を法人化された経験や各種データを踏まえてお話をいただき、事業承継について理解を深める機会となりました。



「融資連絡会議」では、日本政策金融公庫長野支店の国民生活事業統轄 斎藤健一氏から、「公庫の貸付状況と最近の取組事例」について説明がありました。生活衛生関係営業者の経営課題としては、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」なことが最多であるとお話があり、融資を受けた店舗の具体的な経営取組事例の紹介などをいただきました。また、長野支店で1月にスタートした「電子契約サービス」についても説明がありました。

県食品・生活衛生課の生活衛生係長 上嶋祐貴氏からは、振興指針の改正及び変更申請、経営特別相談員の推薦依頼について、説明がありました。

本年度2回目となる「生活衛生同業組合意見交換会」では、最初に事務局から衛生水準の確保・向上事業の実施状況を報告。組合員の新規加入の状況などについて説明を行いました。続いて「生衛組合の将来を考える」をテーマに意見交換。組合組織の維持、役員の担い手不足、組合加入促進のための取組、カスタマーハラスメントへの対応など、幅広い内容について話し合われました。様々な課題に対し、「組合員に対して、役員がきめ細かい支援をしていきたい」「SNSを活用して、組合員に役立つ情報を提供していきたい」「組合の存在意義は、消費者のためにあると思う」などの意見が出されました。組合活動に対する県の一層の支援も要望して、会議を閉じました。

公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

〔一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会〕

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp